

事 務 連 絡  
令和6年5月29日

市内事業者 様

商 工 振 興 課 長

### 地方就職学生支援事業について

内閣府及び静岡県では、若者の地方移住に係る支援策として、卒業時に地方へのU I Jターンを促進するため、都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに通う学部生に対し、卒業年度の6月1日以降に実施される選考面接に要する交通費を支援する取組を実施します。

本事業は、静岡県と内閣府、県内各市町が連携して行うもので、支援に当たっては、各市町への申請時に6月1日以降の選考面接へ通う際に使用した交通費の領収書の添付が必須となっており、市内企業の皆様におかれましては、貴社に選考面接を受けに来る対象学部生に対し、当該制度活用に伴う「領収書の取得・保管」の周知についての協力をお願いしたく、大変ご面倒をおかけして恐縮ではございますが、本事業へのご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

添付チラシ・・・「静岡県地方就職学生支援」のご案内（静岡県）

※申請（10月1日以降）に必要な書類

### ・交通費の領収書

（6月1日以降の選考面接で10月1日以降の内定を得た就職活動に要した1回分の往復交通費の領収書が必要となります。）

- ・申請書
- ・内定先企業による証明書
- ・在学証明書（原本） 等

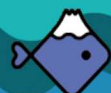
工業振興・労政係 深澤  
内線：2475  
外線：22-1154

＼ 東京圏内の大学生のみなさんへ ／

静岡県での就職を目指しませんか？

都内に本部がある大学の東京圏内のキャンパスに通う学部生が、卒業年度の6月1日以降に実施される静岡県内の企業の採用活動（選考面接）に参加するための交通費を支援します。

静岡県は  
夢に向かって歩いていく  
みなさんを 応援 していきます！



# 「静岡県地方就職学生支援」のご案内

## 1. 支援対象者

本部が都内にある大学の東京圏（※1）にあるキャンパス（※2）に原則として4年以上在学する卒年度の学部生（申請時）であって、静岡県内の市町に移住・就職する方。

※1 東京圏とは、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を指します。

※2 対象キャンパス (<https://www.chisou.go.jp/sousei/pdf/campus.pdf>)



## 2. 補助対象となる移住先市町

□ 本事業は静岡県と内閣府、各市町が連携して実施しています。実施予定の市町は次のとおり。

東部	沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、南伊豆町、清水町、長泉町、小山町
中部	静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、川根本町
西部	浜松市、磐田市、菊川市、森町

□ 勤務地は、静岡県内である必要があります。勤務地は、移住先と異なる市町でも構いません。

## 3. 補助額

①就職活動に関する規定（※3）に沿った活動（6月1日以降の選考面接）に要した1回分の往復交通費 上限5,940円（※4）

②上記の交通費支援を受けた学生が、実際に静岡県に移住する際にかかる移転費【令和7年度予定（詳細未定）】

※3 「2024年度卒業・修了予定者の就職・採用活動日程に関する考え方」（令和4年11月30日就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議）を要確認。

※4 実施市町ごと、算定方法が異なるため、詳細は移住先の市町へ確認してください。

4. 申請受付 ※受付期間は移住先の市町にお問合せください。

令和6年10月1日（火）以降の正式な内定（※3）後に申請ください。

5. 申請に必要な書類等 ※詳細は移住先の市町にお問い合わせください。

- ・申請書
- ・内定先企業による証明書
- ・在学証明書（原本）
- ・交通費の領収書 等

### ☆重要

- ・領収書の総額が、3①の補助額の算定基礎となります。
- ・領収書の確認が取れない経路は、原則として補助対象外となりますので、領収書を保管しておいてください。

## お問い合わせ先

☆対象要件、申請手続きについて

静岡県地方就職学生支援事業



☆制度について

静岡県労働雇用政策課  
雇用推進班

静岡県静岡市葵区追手町9-6  
054-221-2573

